

調査基準価格及び最低制限価格の算定基準について (R5.6.8)

令和4年7月に見直した調査基準価格及び最低制限価格（以下、調査基準価格等）の算定式適用後における調査基準価格等の算定状況を踏まえ、ダンピング受注の防止や公共工事の品質確保のための担い手確保等の観点から、設定範囲を見直すこととしたので、お知らせします。

1 設定範囲の見直し内容

調査基準価格等の設定範囲を予定価格の10分の7.5以上10分の9.2以下から10分の7.5以上10分の9.3以下に見直します。

2 施行日

令和5年6月15日以降に公表等を行う契約案件から適用します。

3 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定します。

ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算します。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下、「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、調査基準価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1（昇降機設備工事にあつては10分の2）を乗じた額とします。

《 調査基準価格・最低制限価格 算定式 》

$$\text{設定金額} = \left(\begin{array}{cccc} \text{直接工事費} & \text{共通仮設費} & \text{現場管理費} & \text{一般管理費等} \\ \text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.68 \end{array} \right) + \text{消費税相当額}$$



